

個別事項(その16)

1. 外来における抗菌薬適正使用について
2. 歯科麻酔薬の算定について

歯科における局所麻酔

- 局所麻酔法とは、目的とする限られた部位の知覚(痛覚、温度感覚、圧感覚、触感覚)を麻痺させる方法。
 - 局所麻酔法には、表面麻酔、浸潤麻酔、伝達麻酔がある。
-
- 表面麻酔は、粘膜表面に局所麻酔薬を塗布あるいは噴霧して、知覚神経終末を麻痺させる方法。
粘膜表面の短い時間の麻酔効果しか期待できないが、粘膜表面を麻痺させて強い反射を抑えたり、注射の刺入部位を鈍麻させる場合に有効。
 - 浸潤麻酔は、組織内に麻酔薬を浸潤させて、目的とする限られた部位の知覚神経終末を麻痺させる方法。
治療内容等にあわせて、皮内、皮下、筋肉内、骨膜下等に麻酔薬を注入する。
 - 伝達麻酔は、神経幹又は神経叢に局所麻酔薬を注入し、そこから末梢の神経を麻痺させる。
直接神経幹に薬液を注射する方法と、神経幹の周囲に注射する神経幹周囲注射法がある。

歯科診療報酬における局所麻酔薬の算定について

- 歯科診療報酬においては、手術等に伴い麻酔を行った場合の薬剤料が(技術料に包括されており)算定できないものが多い。
- 薬剤料を算定できない主な治療として、根管治療やう蝕治療、抜歯等が挙げられる。

第8部 処置

通則7 120点以上の処置又は特に規定する処置の所定点数は、当該処置に当たって、表面麻酔、

浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。

第9部 手術

通則11 手術の所定点数は、当該手術に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

M 001 歯冠形成(1歯につき)

注11 麻酔、薬剤等の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

M001-2 う蝕歯即時充填形成(1歯につき)

注2 麻酔、歯髓保護処置、特定薬剤、窩洞形成等の費用は、所定点数に含まれる。

薬剤料を算定できない主な処置等

歯髓切断、抜髓、スケーリング・ルートプレーニング、
歯周ポケット搔爬

抜歯

歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成

算定できない薬剤料への対応

～昭和49年6月 70点以上の処置

昭和49年11月 100点以上の処置

昭和56年6月～ 120点以上の処置

歯科用局所麻酔剤の使用量について

- 歯科治療に際して使用される麻酔薬の量は、歯種、処置の内容、患者の状態等によって異なる。
- 同一歯種においては、抜歯や歯肉切除等の第9部「手術」の項目で麻酔薬の使用量が多い。
- 通常の歯科治療は浸潤麻酔で対応が可能なことが多いが、術野に炎症がある場合や、下顎大臼歯の抜歯等では下顎孔伝達麻酔が有用であり、局所麻酔薬を1.8ml注入する。

処置と部位による使用量(浸潤麻酔)

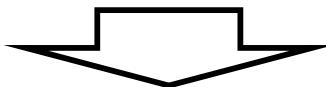
診療項目	上下顎前歯部	上顎臼歯部	下顎臼歯部
抜歯(手術)	0.75±0.25	1.00±0.00	1.00±0.00
抜髓(処置)	0.60±0.00	0.83±0.21	0.50±0.24
窩洞形成(歯冠修復・欠損補綴)	0.50±0.00	0.64±0.20	0.75±0.25

※1症例で処置が多数歯にわたる場合には、使用量/歯数を1歯あたりの使用量として算出
※単位はml

歯科麻酔薬の算定に係る現状及び課題と論点

【現状及び課題】

- 歯科診療報酬においては、手術等に伴い麻酔を行った場合の薬剤料が(技術料に包括されており)算定できないものが多い。
- 歯科治療に際して使用される麻酔薬の量は、患者の状態、歯種等によって異なるが、抜歯等の第9部「手術」の項目で麻酔薬の使用量が多い。



【論点】

- 歯科麻酔薬の薬剤料について、第9部「手術」において用いる薬剤料を、使用実態に即して算定できるようにしてはどうか。

歯科用局所麻酔剤について

参考

品名	成分	剤形	規格単位	メーカー名	薬価 H28/H30
オーラ注歯科用カートリッジ1.8mL	塩酸リドカイン・酒石酸水素エピネフリン	注射液	1.8mL 1管	昭和薬品化工	58.0/58.0
オーラ注歯科用カートリッジ1.0mL	塩酸リドカイン・酒石酸水素エピネフリン	注射液	1mL1管	昭和薬品化工	59.6/59.6
歯科用キシロカインカートリッジ	塩酸リドカイン・アドレナリン	注射液	1.8mL1管	デンツプライシロナ	78.2/78.2
キシレステシンA注射液 (カートリッジ)	塩酸リドカイン・アドレナリン	注射液	1.8mL1管	スリーエム ジャパン	60.9/78.2
エピリド配合注歯科用カートリッジ1.8mL	塩酸リドカイン・アドレナリン	注射液	1.8mL1管	ニプロ	60.9/78.2
スキャンドネストカートリッジ3%	メピバカイン塩酸塩	注射液	3%1.8mL1管	日本歯科薬品	92.0/92.0
歯科用シタネストーオクタブレシンカートリッジ	プロピトカイン塩酸塩・フェリブレシン	注射液	1.8mL1管	デンツプライシロナ	68.8/68.8